法第三十条の六第一項	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号
第十五条の三第二項	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏（第三十条の十三に規定する旧氏をいう。第四章及び第三十条の五第三号において同じ。）並びに法第七条第二号、第三号
第二十三条第二項及び第二十四条の三	から第五号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号から第五号まで
第三十条の五第三号	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部改正）

第二条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

第三十四条を第三十五条とする。

第三十三条中「（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称が」を「第三十条の十六第一項に規定する通称が」に、「、第七条第三号、第十二条第一号」を「、第七条、第十二条」に改め、「第七条第一号」を削り、「第三十条の二十六第一項に規定する通称を」を「第三十条の十六第一項に規定する通称を」に改め、「以下」の下に「この款及び第二十二条第二項において」を加え、同条を第三十四条とする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（旧氏記載者に関する法の規定の特例）

第三十三条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏記載者に係る法第三条第二項、第七条、第十二条及び第二十二条第二項の規定の適用については、法第三条第二項中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この款及び第二十二条第二項において同じ。）並びに同法第七条第二号、第三号」と、法第七条第三号、第十二条第一号及び第二十二条第二項中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号」とする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「個人番号カードの有効期間が満了する日及び本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されているときは当該通称」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。

一　個人番号カードの有効期間が満了する日

二　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏が記載されているときは、当該旧氏

三　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の十六第一項に規定する通称が記載されているときは、当該通称

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年十一月五日から施行する。

（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正）

2　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第二項第八号中「第三十条の三十一」を「第三十条の二十一」に改める。

水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年四月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　石田　真敏

政令第百五十三号

水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、水道法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

水道法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十一年十月一日とする。

御　名　御　璽

平成三十一年四月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働大臣　根本　匠

内閣総理大臣　安倍　晋三

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年四月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十四号

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、水道法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十二号）の施行に伴い、並びに水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第十一条第二項及び第四十四条、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百五条第一項、水道法の一部を改正する法律附則第二条並びに同法附則第三条の規定により読み替えられた水道法第二十五条の三の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条・第二条）
第二章　経過措置（第三条・第四条）
附則

第一章　関係政令の整備

（水道法施行令の一部改正）

第一条　水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十条及び第十一条を削る。

第九条中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第十一条とし、第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条の二を第八条とする。